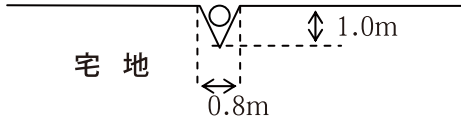


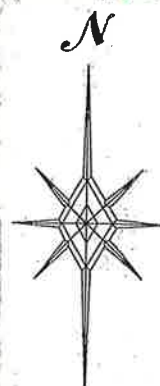
浜 の 町 地 区 計 画

決定 昭和60年 6月 8日 弘前市告示第 93号
改正 平成29年12月25日 弘前市告示第 590号

名 称		浜の町地区計画		
位 置		弘前市大字浜の町西三丁目の一部		
面 積		約 1 . 4 ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		弘前市市街地西部を流れる岩木川左岸の浜の町地区は、藩政時代から鰯ヶ沢街道沿いに街並みが形成されている。また当地区は、弘前市のランドマークである岩木山の眺望がすぐれた田園地帯であり、良好な環境を持つ地区になっている。 現在、当地区には民間宅地開発が予定されており、本地区計画によって計画的な宅地開発を行い、緑豊かな良好な住宅市街地の形成を図ることを目標とする。	
	土地利用の方針		良好な住宅市街地の実現を図るため、当地区は低層独立住宅地とする。 また地区内には児童公園を適正に配置する。	
	地区施設の整備の方針		地区施設は巾員6mの区画道路及び児童公園(1ヶ所)を適正に配置し整備する。	
	建築物等の整備の方針		良好な低層住宅地とするため、建築物は専用住宅のみとし、日照、落雪、堆雪、緑化のスペース等が確保された安全で健康的かつ文化的な潤いのある低層独立住宅地として、良好な住居環境の形成を図る。	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道 路	区画道路（巾員 6 m 延長約 705m）
			公 園	児童公園（1ヶ所 約 0.05ha）
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築することができる建築物	(1)専用住宅(建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(イ)項第1号に定める「住宅」をいう。)ただし、3戸建以上の長屋を除く。 (2)2住宅の共同住宅（建築基準法別表第二(イ)項第3号に定め「共同住宅」をいう。） (3)(1)又は(2)の建築物に附属するもの。ただし、延べ面積が50㎡を超えるものを除く。
			建築物から独立して築造、設置することができない工作物	広告塔、広告板その他広告物を掲出する物件
			建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10／10
			建築物の敷地面積の最低限度	150㎡
			建築物の壁面の位置の制限	敷地境界線(道路境界線の隅切部分は除く。以下同じ。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、1mとする。ただし、車庫、物置その他これらに類する高さが3m以下(軒の高さ2.3m以下)の附属建築物については適用しない。
			建築物の高さの最高限度	最高の高さ9m、軒の高さ7m
	形態・意匠の制限	建築物に表示することができない広告、看板等	広告、看板その他これらに類するもの。	
		電柱、街路灯の設置	電柱、街路灯の設置個所は、下図のとおりとする。 道路 	
			かき又はさくの構造の制限	かき又はさくの構造は生垣とし、高さは1.5m程度とする。ただし、道路境界線から5m以上離れた部分で、高さが1.2m以下のもの及び門にあっては、この限りでない。また、水路沿いの部分については、安全に配慮した構造、高さのものとする。
	備考 市長が、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、地区整備計画の全部又は一部の適用を除外することができる。			

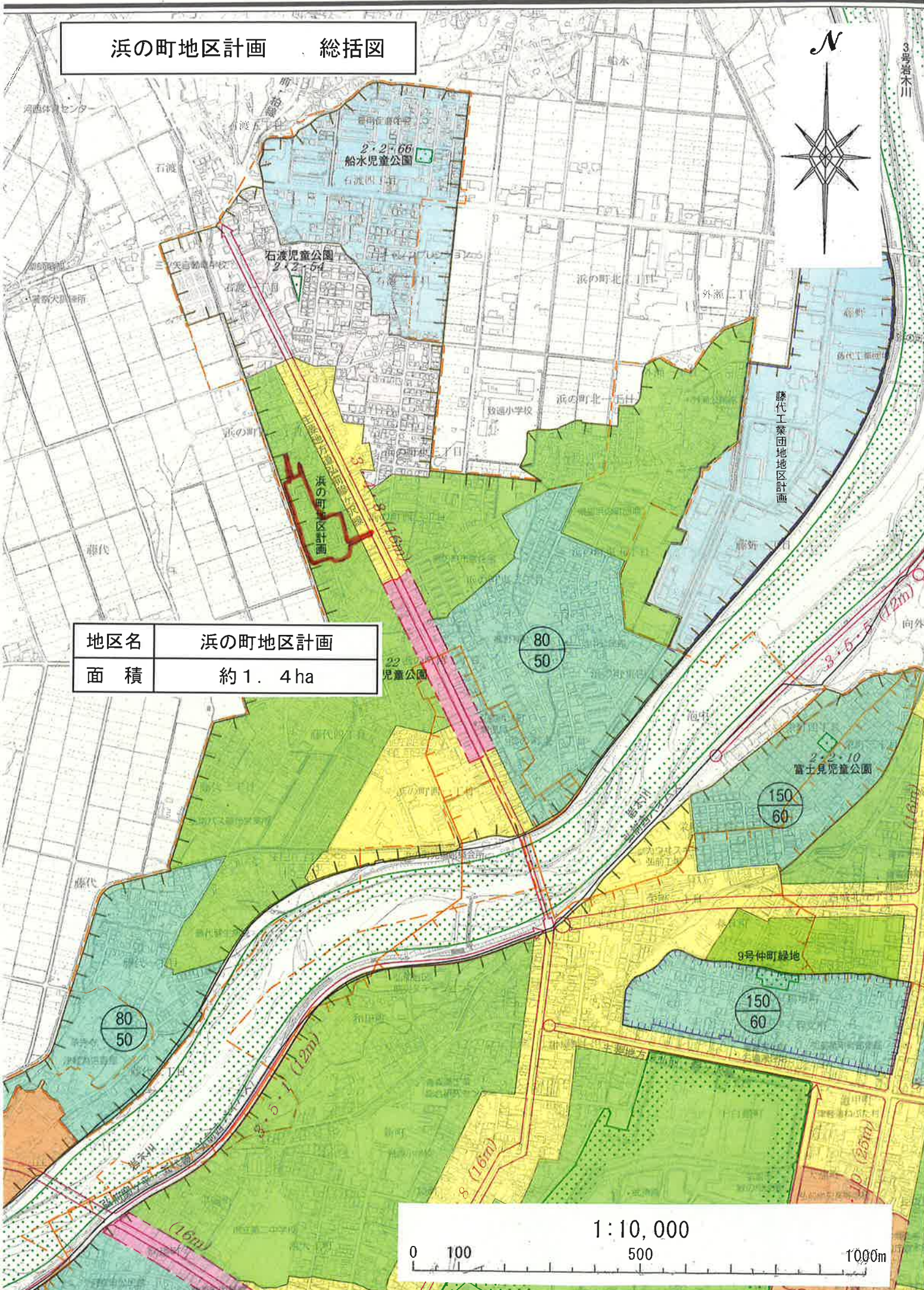
「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」

浜の町地区計画 総括図

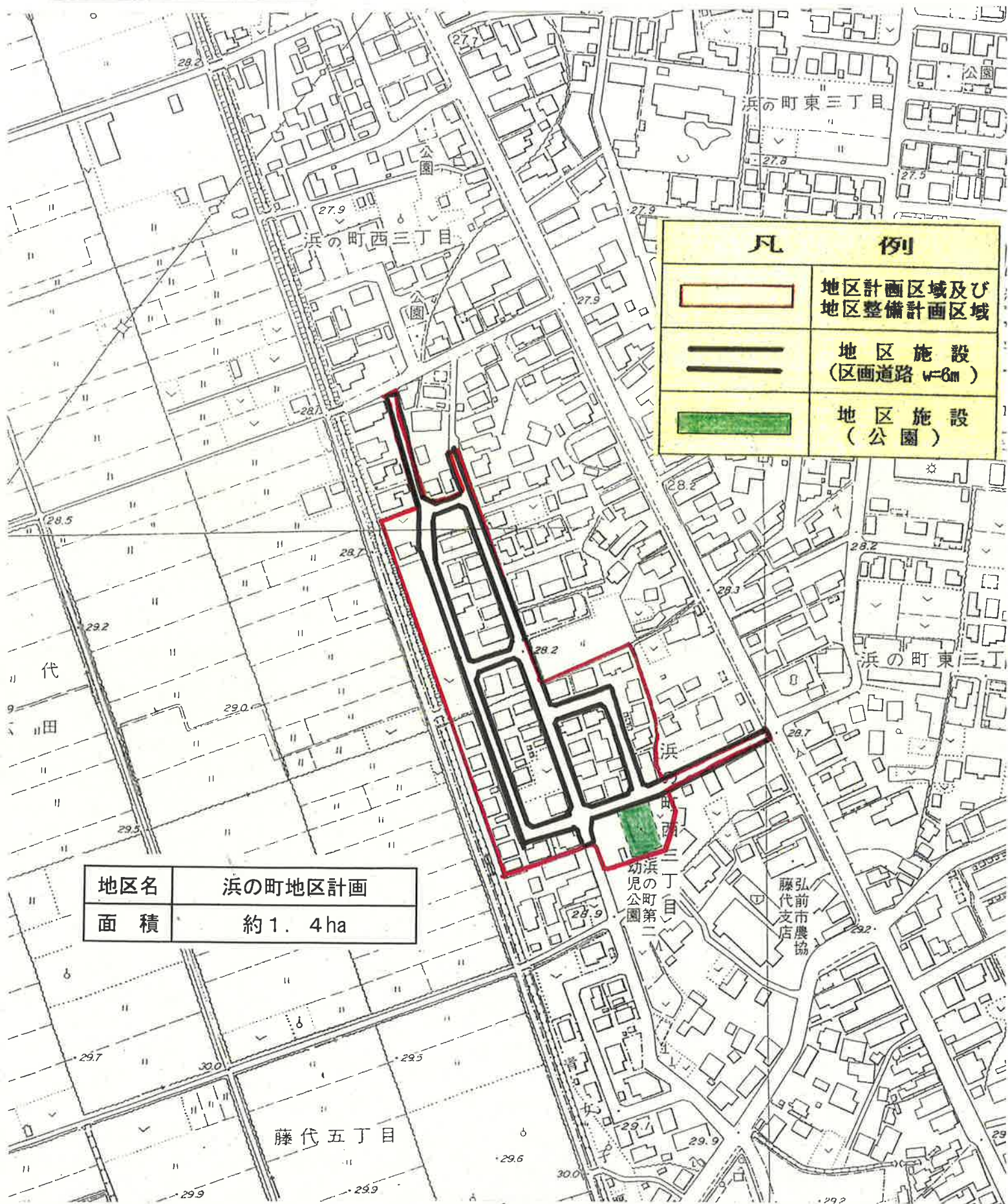


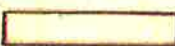
3号岩木川

地区名	浜の町地区計画
面積	約 1.4 ha



計画図



凡 例	
	地区計画区域及び 地区整備計画区域
	地区施設 (区画道路 w=6m)
	地区施設 (公園)

地区名	浜の町地区計画
面積	約 1.4 ha

1 : 2,500

